

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則（抜粋）

（令和六年五月十五日 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定）

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

（専門委員会）

第二条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する。
- 4 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 厚生科学審議会令第七条第一項及び第二項並びに前条の規定は、専門委員会の議事に準用する。

（報告）

第五条 専門委員会で検討した事項は分科会へ報告するものとする。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
理容師・美容師専門委員会運営要綱

令和六年六月十八日

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則（令和六年五月十五日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定）第七条の規定に基づき、この運営要綱を制定する。

（目的）

第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第二条第一項に基づき設置された厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会（以下、「専門委員会」という。）については、厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）、厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

（所掌）

第二条 専門委員会は、理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項について審議する。

附則

（施行日）

本要綱は、令和六年六月十八日から施行する。